

第101号議案

ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、市長に対し法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項に規定する個人情報ファイルに該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(業務の登録等)

第4条 実施機関は、個人情報の収集、保管及び利用に係る業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報の記録の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録の内容

(4) 個人情報の対象となる個人の範囲

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内になければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求のあった日の翌日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審議会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成17年ふじみ野市条例第11号）第1条に規定するふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(ふじみ野市個人情報保護条例の廃止)

第2条 ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前のふじみ野市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第23条第2項又は第24条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務の範囲内で、旧個人情報の取扱いに従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第7条の規定によりなされた個人情報の収集、保管及び利用に係る業務の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項（旧条例第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用の停止については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例の規定により審議会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
 - (3) 第1項第3号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（第7項において「旧保有個人情報」という。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前において法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

8 偽りその他不正の手段により旧条例第18条第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第4条 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

別表（第5条関係）

開示の方法	手数料の額
1 閲覧	無料
2 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 白黒印刷 用紙1枚につき10円 (2) カラー印刷 用紙1枚につき50円
3 電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒印刷 用紙1枚につき10円 (2) カラー印刷 用紙1枚につき50円
4 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体1枚につき100円

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

令和4年11月30日提出

ふじみ野市長 高畑 博

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項を定めるため、ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例を定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。